平成３０年（フ）第６７号
神戸市北区花山東町３番27―1005号
債務者　宮前小百合
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７５号
神戸市北区鈴蘭台南町４丁目８番11―202号
債務者　片山　　優
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０８号
兵庫県西宮市御茶家所町３番16―307号
債務者　石田　智之
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５号
兵庫県尼崎市御園町22番地　カトレアハイム706号
債務者　佐藤　　悠
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２９号
兵庫県西宮市神楽町10番７―208号、前住所兵庫県西宮市六軒町９番11号
債務者　石田　充子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０１９号
広島県廿日市市沖塩屋２丁目13番31号（103）
債務者　新村　卓真
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１号
長崎県長崎市風頭町10番30号　ワンダフル風頭102号室
債務者　立川　潤子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３３号
長崎県長崎市夫婦川町４番33―303号
債務者　十時　一陽
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２９年（フ）第１０００号
東京都豊島区北大塚１丁目20番９号
破産者　株式会社飯豊興業
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者から破産債権の届出がなく、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５２７号
神奈川県南足柄市沼田318番地
破産者　木村　清志
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２５２号
福岡市中央区薬院２丁目４番26―603号
破産者　松井　昭彦
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０４号
青森県八戸市売市２丁目７番10号　テレパレス八戸売市204号、前住所青森県青森市西大野３丁目11番地11
破産者　天明　　学
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
新潟県妙高市大字関山3703番地、開始決定時の住所新潟県上越市大貫１丁目４番１号
破産者　内田　洋一
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１３号
兵庫県南あわじ市松帆志知川623番地２
破産者　馬部　仁利
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第７４号
香川県丸亀市三条町1512番地８、破産手続開始決定時香川県丸亀市土器町西６丁目113番地　平成ハイツ　６号館106号室
破産者　尾崎　貫信
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第５７号
福岡県田川郡大任町大字今任原1674番地１
破産者　米丸　暁子
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第３８４８号
（最後の住所）大阪府豊中市東豊中町６丁目17番５―605号
破産者　被相続人亡北條孝幸相続財産
1　破産債権の届出期間　平成30年３月16日まで
2　一般調査期日　平成30年４月18日午前11時
平成30年２月19日
大阪地方裁判所第６民事部